

千葉市介護予防教育事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）の規定に基づき、本市に居住する65歳以上の者に対して、運動・栄養・口腔ケア等介護予防に関する知識や情報を普及啓発することで、自主的に継続して介護予防に取り組めるように支援することを目的として、千葉市が実施する介護予防教育事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 事業の実施主体は、千葉市とする。

(対象者)

第3 本市に居住する65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業内容)

第4 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するために以下の内容を実施する。

- 1 介護予防に関するパンフレット等の作成及び配布
- 2 介護予防に関する有識者等による講演会等の開催
- 3 介護予防の普及啓発に資する運動・栄養・口腔等に係る介護予防教室等の開催

(実施方法)

第5 実施方法については次のとおりとする。

- 1 実施場所
市内の各区保健福祉センター、公民館、自治会館等
- 2 実施担当者
介護予防に関して知識経験を有する、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師、理学療法士等

(記録の保存)

第6 実施担当者は、記録を整備し、保存する。

(事業評価)

第7 プロセス・アウトカム指標で評価し、その結果に応じて事業の見直しを行い、事業の改善に努める。

(留意事項)

第8 実施担当者は、次のことに留意して事業を実施することとする。

- 1 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得るとともに、医療機関、地区組織等の関係

機関と十分に調整を図る。

- 2 それぞれの地域の実情に応じ、独自に実施方法の工夫を行い、実効をあげるよう努める。
- 3 介護予防教育は単なる知識の伝達ではなく、自らの生活状況や健康状態を確認することなどを通じて、自らの健康管理に対する主体的な実践を促すよう特に配慮する。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、介護予防教育の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年1月15日より施行する。